

【令和7年7月22日公布 令和7年三浦市条例第26号】

三浦市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例

三浦市役所の位置に関する条例（昭和30年三浦市条例第26号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

三浦市役所の位置を次のとおり定める。

三浦市初声町下宮田5番地2

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。